

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年3月19日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成30年3月19日（月） 午後1時45分
防府市役所1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成30年3月19日（月） 午後3時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

(1番)石川 眞平 (2番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (4番)宇多村史朗
(5番)井元 均 (6番)吉本 典正 (7番)木原 伸二 (8番)古谷 修造
(9番)光井 憲治 (10番)田村 正信 (11番)石田 卓成 (12番)熊安 悦子
(13番)鹿角 清美 (15番)原田 道昭 (16番)内田 成男 (17番)三輪 栄一
(18番)藤井 伸昌

(2)欠席者（1名）

(14番)池田 圭介

5 議事に参与した者

| | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 中谷 純一 |
| 〃 局長補佐 | 永田 正明 |
| 〃 農地振興係長 | 秋里 幸 |
| 〃 書記 | 中司 朱美 |

6 提出議案及び報告事案

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
議案第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（別冊）
報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第15号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第17号 現況証明書の発行について

報告第18号 農地法施行規則該当転用届について

報告第19号 畑地造成の届出について

報告第20号 時効取得の通知について

報告第21号 防府市内の農地賃借情報について

報告第22号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

1 番 石川 眞平委員

17番 三輪 栄一委員

午後1時45分開会

○事務局 3月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の御連絡のありました委員は、池田圭介委員お一人でございます。

なお、出席委員は過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定によりまして、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、17番、三輪栄一委員さん、1番、石川眞平委員さんです。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入ります。

議案第11号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページをご覧ください。

議案第11号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が1件提出されており、所有権の移転です。

目的は、規模拡大です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第11号の1番について説明します。

初めに、—————、—————、—————の土地は、農業委員、14番の池田圭介

委員の担当地区であります。本日、池田さんは所用により欠席しておりますので、私、鹿角が報告するよう事務局から依頼があったものです。

本案件は、農地法第3条による所有権移転の土地の譲渡でございます。平成30年3月12日午後1時頃、————方へ出向き、聞き取り調査並びに現地確認をしております。

————、————、————の土地は————が所有されていますが、この土地を————が購入され、今後、耕作していきたいとの案件でございます。

現地は————を市内より————に向かっていくと、————があります。その手前の道を右に折れ、————と————があり、その交差点をもう1回右に折れ80mぐらい進むと、左側にその土地があります。

この田畑は、代々————で耕作がされてきましたが、————は現在、————に住んでおられ、耕作等、管理をすることができないため、2年前、————にこの土地を手放したい旨を相談されたとのことです。————は現地に立ててある看板を見て売りに出されていることを知り、自宅のすぐ隣に位置していることもあり、————に連絡をとり、この土地を購入することを決めたとのことでした。

————には3月12日電話で確認しております。

また————の農舎には、申請書に記載されている耕耘機、田植え機、草刈り機、コンバイン、トラクターが保管されていました。

なお、申請書に、道の駅に野菜を出荷するように記載してありますが、これは記載ミスで、————に出荷しているとのことでした。

このことから、本案件を農地法第3条の許可基準に照らし合わせますと、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては該当しないと判断しました。4号の農作業常時従事要件につきましては該当しないと判断しました。5号の下限面積につきましては、超えております。7号の地域との調和要件につきましては、なしと判断しました。

なお、農地法第3条第2号、第3号、第6号及び第3条第3項につきましては、本案件は該当しておりません。

以上より、地元農業委員としては、農地法第3条による所有権移転の許可基準を満たしていると思っておりますが、皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、議案第12号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の2ページ、資料の3ページからになります。議案第12号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が2件出されております。

転用目的は、太陽光発電設備が1件、自己用住宅敷地拡張が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.07haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2、自己用住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第12号の1番について説明いたします。

本案件は、この土地に太陽光発電設備を設置する農地法第4条による許可申請です。

現地は、資料の3ページ、4ページになります。———より約300mの所です。

現地確認を3月13日午前9時より、事務局2名、池田圭介委員と4名で参りました。

3月15日、———宅へ出向き、聞き取り調査を行いました。

———の話によりますと、5ページの資料で、黄色の———に住宅がありましたが、これは取り壊し更地にしております。申請地の———と———は段差がなく、この2つの土地を有効利用しようという思いに至りまして、資料の7ページにありますように、太陽光発電の設置をすることを決めましたと言われました。

この申請地の周りには、5ページの周りの住宅地が4軒ありますが、その隣接している所へ皆全部畑が隣接していますので、私は、住宅地には余り影響はないと思いますけれども、この近所の住宅の方々には一応、設置することは説明していると言われました。

資料の8ページの、防除計画の中の碎石と防草シートを敷くということで設置、それと、雨水の放流先は、今まで畑地で使っていたということで、雨水は昔のままの側溝に流すということでした。

それから、———が4月から交代ということで、新会長にまた報告するということでした。

この施工業者ですが、業者は、———の———という社名ですと言われました。この業者にもまた、近隣の方にも挨拶回りをさせるということでした。

これは特に問題はないと思われませんが、皆様方の御審議、よろしく願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。質疑に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 周辺の宅地の皆さんには説明されているということでしたけど、これを見る限りじゃ、————には直接、接しているような感じなので、ここの状況だけは確認することとしてください。

○13番 家が南向きで、その裏側にできる感じで、余り影響ないかと思うんですが、わからないですけど、その辺をしっかりと。

○藤井会長 よろしくお願ひします。

ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。参考資料9ページと議案書の2ページの2番をご覧ください。

この案件は、参考資料の9ページにある————所有の農地を、このたび、5条でも出てくるんですけど、宅地造成に伴い売却をしたいため、その農地の入り口として使っていた部分なんですけど、これを敷地と同じレベルまで盛り土をし、庭を拡張したいという申し出でございます。

この————は、先代の時から農業をしたことはなくて、今————なんです。この方のお父さん、お母さんの時代から、相続を受けて1回も農業を自分でしたことないということで、草刈りだけはずっとされていたそうでございます。ほかに、今回、第5条で出てくる農地と合わせると、ほかには農地はないそうです。

先日、お伺いして、お話を聞かせていただきましたが、不動産会社から宅地造成に伴う売却依頼があったので、このたび、今後、管理も将来的には難しくなるだろうと思って手放すことを決められたとのことでした。

地元委員としては、いたし方ないのかなとは思っております。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

この件は後で詳しく……

○11番 また第5条で。

○藤井会長 第5条のほうで出てまいりますので、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、議案第13号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第13号でございますが、最初に、受付番号1番は申請が取り下げになりましたので、今回は審議いたしません。

ということで、農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されております。

転用目的は、太陽光発電設備が3件、建売住宅が3件、あと、工場敷地拡張、自己用住宅敷地拡張、老人福祉施設敷地拡張、資材置場・駐車場がそれぞれ1件ずつです。

受付番号2、工場敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積23.8haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。

受付番号3、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号4、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第2種農地と判断します。

受付番号5、自己用住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.6haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第2種農地と判断します。

受付番号6、老人福祉施設敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号7、資材置場・駐車場です。農地区分は、集団農地面積12.6haの農地で、施行令第12条第1号、第2号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。

受付番号8、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号9、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号10、建売住宅です。農地区分は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号11、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積9.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。議案書の3ページと、参考資料の21ページをご覧ください。

参考資料2 1 ページにある緑色の囲んだここを農地転用しようとするものです。

場所につきましては、—————という神社があるその下あたりになります。

——にお住まいの——が、このたび——に土地を売却され、——が事業拡張のため敷地を拡張し、材木置場として利用しようとするものです。

この——ですけど、この方のお父さんが、ちょうどこの緑色で囲んである左側に——と書いてある、ここにもともといらっしゃって、昔は、お元気な頃は自分で耕作されていたんですけど、5、6年前になると思うんですけど、そろそろ体が言うことを聞かなくてできなくなったということで、それ以降は私が耕作依頼を受けて作っておりました。

結構面積も大きくて、あの辺にしては3反後半ぐらい面積もあって、やりやすい田んぼではあったんですけど、もところは学校があったということで、真砂土ばかりで、できはちょっと悪いかなどという田んぼでした。

このたび農転ということで私にもお話しいただいたんですけど、地元のそういう——に関する会社が、仕事がたくさんあって、ほかに適当な場所もないということで、地元としてはいいお話しなのかなとも思い、問題ないかなとは思っているところです。

ちなみに、この田んぼ、水を入れるのに、2mぐらいある幅に、これぐらいの高さの板を水路に入れないといけないんです、水を田んぼにとるために。私、大雨が降ったときは川に外しに行っていたんですけど、何回か足をすくわれて、そのまま流れ去りそうになって、板につかまって、そういう危険な思いをしないとなかなか水が充てられないような田んぼだったので、ほかの方が作っていただくのも難しいんじゃないかなと、地元としては特に問題ない案件ではないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 お伺いしますが、結果的にこの囲まれた田んぼが一つ残るんですけど、これはどういう、今後の営農計画は誰がどういうふうにする予定なんですか。

○11番 色がついていない所。

○藤井会長 うん。

○11番 11番、石田です。ここも僕が、——という人の農地で、僕が作ってございまして、飼料米を今までも作ってきております。黄色と緑の間の所ですね。1反8畝ぐらいの田んぼで、ここ、水をとるのに、水路が——の中を通ってきているんで、雨が降ったりしたら木くずみたいなものがいろいろ入ってきたりして、それとか、防腐剤というんですか、それらの色のような、何かちょっと、水が悪いんです、とにかく流れてくる。

なので、食べる米は作りたくないの、飼料米を作っております。今後も飼料米を作り続ける予定です。

○藤井会長 わかりました。よろしくをお願いします。

そのほかないので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○事務局 事務局ですが、3番の案件なんですけど、土地利用計画図の修正がありましたので、皆さんの机に配付をしているものに、31ページを差し替えということで読んでいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、お願いします。

○3番 3番、中山です。議案第13号の3は、——の農地を——が譲り受け、太陽光発電設備を建築するという案件です。

現地確認を、事務局、小委員長とともに3月14日に行いました。そして、同日、譲渡人の聞き取りも行いましたので、結果を御報告します。

現地は——の——から南西に200mぐらい行った所の——沿いの田になります。

30ページの資料にありますように、農地区分は第2種農地になります。

譲渡人の——に伺ったんですけども、何年も耕作はされていないということで、ずっと草刈りにだけお金がかかっていたということで、今回、買い手が見つかり安堵しているということでした。

利用計画については30ページを御参照ください。約1反半の農地に、約半反、3分の1のソーラーパネルを付ける予定だったんですけど、今回、先ほどの説明だと、パネルの数が——置き方です。数は関係ないんですけど、置き方が変わっております。

被害防除計画ですが、32ページを御参照ください。法面の保護に関しては、防草シートをされるということで、雨水に関してはそのまま農業用排水路に流すということです。

譲受業者の——に電話で確認したんですけども、こちらの会社は太陽光発電をされているということで、現在、——、合計7件の土地を太陽光パネルの管理をされているということでした。

草等に関しても今後きちっと管理してくださいと言ったら、それは状況に応じてきちっとやりますという回答でしたので、問題ないかと思います。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。こちらの案件は、先ほどの土地の隣に隣接する土地になります。けれども、業者が別々の業者で、全く別の案件ですということでした。

こちらは、———の土地を———が譲り受け、太陽光発電を設置するという申請です。

こちらも現地確認と聞き取りを3月14日に行いました。

事業計画ですが、こちらは約半反の土地に200m²ほど太陽光パネルを設置するというので、譲受業者のほう、———ですが、———で、主に———と———をされているということです。

防府市内のほかはまだ、太陽光の実績があるということです。

防除計画ですが、これも前の案件と一緒に、法面は防草シートで、雨水は農業用排水路へ流すということとなっております。

施工業者が、会社自体は同じなんですけれども、福岡支店と、あと広島支店で、それぞれ支店が違います。そういったところで、こちら問題ないかと思えます。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は39ページから44ページになります。

議案第13号5は———の農地を譲り受けて、自己用住宅の敷地を拡張し、駐車場を確保するために転用するという申請です。

3月13日に———お二人とヒアリングをしました。それから、3月14日に事務局と現地確認をしております。

譲渡人と譲受人は義理の親子になります。場所は———の西側になるんですが、この———の家の奥のほうに、御親戚の家を建てたようなんですが、その進入路に敷地を譲ったため、駐車場が確保できなくなったということで、今回、家のすぐ隣接地にあります土地を駐車場と

して活用したいということで申請になりました。

もともとこの農地は、畑地として利用されておりますので、特に水等の関係ありませんし、隣接地との関係も特に問題ないように思います。

面積等についても一応妥当ではないかと判断しました。

説明は以上です。皆さんの御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。私のほうから。この————の自宅はどこになるんでしょうね。

○1番 43ページの居宅と書いてある所。

○藤井会長 これは————の自宅じゃないんですか。

○1番 —————はその横です。41ページのほう。黄色の所が————……

○藤井会長 —————でしょ。

○事務局 会長は41ページの図に書いてあるのを見て言われているのだと思いますけど、実は宅地部分は、現在は————名義の土地に————が住宅を建てて住んでいらっしゃるということだそうです。

○藤井会長 わかりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第13号の6は、————の農地を————が譲り受け、老人福祉施設の拡張をするため転用をしたいという申請です。

現地確認を3月14日に事務局、小委員長とともに行いましたので、御報告します。

現地なんですけれども、————からそのまま北に行った所にあります。最近できたんですけれども、————という福祉施設がありまして、そちらの土地を拡張したいということになります。

資料にあるように、農地区分は第2種農地となりまして、47ページの地図でいくと、緑の所の右側が田となっているんですけれども、ここも駐車場になっておりまして、左右両方とも宅地化されておりまして、1つだけちょっと残っているという農地で、こちらも売りに出されていた農地です。

そこに今回、この————が拡張したいということで、駐車場を建設したいということで話が合ったということです。

譲受人の———なんですけれども、——にある———の御親族に当たります。

敷地内には———とかなり大規模に経営されておりまして、従業員の駐車場が足りないということで今回の申請となります。

事業計画ですが、資料48ページを御参照ください。約800m²の農地に盛り土し、駐車場を建設します。

防除計画なんですけれども、雨水はそのまま農業用排水路に流し、汚水は柵がございませんので、今回、この土地自体もどうしても手放したいという土地ですし、周りも、この環境からしても農業ができるような状態じゃないので、私としては、この駐車場拡大はいいかなと思っております。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田ですけど、北側にもこの———の農地があるんですけど、これは北側から、南側か。

○3番 北ですね。

○11番 北ですね。あるんですけど、あれは北側からは入り口があるんでしょうか。

○3番 北側も売りに出されているんですけども、全部の土地を売りに出されているんですけども、今回、———が買ったのがこの土地ということで、北からは入れません、車自体が。車が入るのは、この……

○11番 いや、農地を維持するのに、農機具が入れるかということ。

○3番 農機具は北から入れます。入れますし、ただ、今実際家庭菜園程度しかされていなくて、売り土地と看板が立っているぐらいなんで、全然農業云々をされていないような状況です。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

私のほうから。今、石田委員から質問があったけど、その隣の田も、隣の田も今は耕作はされていないか。

○3番 隣と隣が、———があって、それが事業を拡大して、両方とも———が土地を、もう田んぼじゃないです。

○藤井会長 今はもう田んぼじゃなくて。

○3番 はい。田んぼじゃなくて、———と、あと、———、そういった———もされておりまして、———のほうか。

○藤井会長 じゃ、現状で残っているのは、今、石田委員が質問されたあの土地だけということ。

○3番 そうです。この北側だけが残ってしまっていて、両方とも盛り土して囲まれている状態です。

○藤井会長 わかりました。

ほかに御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第13号の7番について説明いたします。

初めに、—————の土地は、農業委員14番の池田圭介さんの担当地区であります。本日は所用により欠席しております。鹿角が報告するよう事務局から言われたものです。

本案件は、農地法第5条による貸借権の設定でございます。—————の土地は、—————が所有されていますが、この土地を—————が借り受け、今後、資材置場並びに駐車場として使用していきたいとの案件でございます。

現地は—————を市内より—————に向かっていくと—————があり、その100mぐらい手前の右側にその土地はあります。

平成30年3月13日午前9時ごろ、事務局職員2名と鹿角、池田、4名により現地確認しております。

聞き取り調査としては、借り受け人、—————の代理人である行政書士の—————に連絡し確認したところ、—————は現在、—————に住居を構え、—————を営まれています。事業計画書に記載のとおり、今後、防府市内において営業を続けていきたいと考えているので、市内に近い申請地に拠点を移したいとのことでした。

聞き取り調査は3月15日13時頃実施しております。

なお、この場所は資材置場、駐車場として使用することについて、周囲に悪影響を及ぼすことはない判断しております。

資料51ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は、原則として転用することは許可されませんが、この申請地は集落に接続している場所であり、例外規定であります。農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可基準を満たしております。

また、地元農業委員としては、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断しました。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○16番 16番、内田ですが、56ページの被害防除計画、汚水の処理がなし、なしになっているんですが、汚水の放流先が2に丸が付いているんですが、これはどういうことですか。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○事務局 特に汚水は発生しないため、②は誤りだと。

○16番 誤りですか。

○事務局 はい、済みません。

○藤井会長 では、訂正しておいてください。

よろしいですか。

ほかに御意見があればお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。7番、全員賛成ということで可決承認いたします。

続きまして、8、9、10は一括上程としていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田でございます。8、9、10ともにこの近所に住まれる方の農地を——が取得し、開発行為をしようとするものです。

8番の——から事情を説明させていただきます。

——の方なんですけど、10年以上は耕作をしておられなくて、病気でできないということでした。この田んぼが最後で、ほかにはお持ちの農地はないそうです。——からお話があったため、今回手放すことになったそうです。

9番の——、——で、息子さんが——でお仕事をなさっている関係もあって、高齢でできなくなったということです。10年以上は作っていないと。

ただ、この方についてはほかに3反ほど農地をまだお持ちとのことで、今後どうしようかと悩んでおられました。このたび——からお話があったのでということです。

10番、11番、10番のほうの——、これは先ほど第4条でも出てきた方なんですけど、この方はまだ若いんですけど、先代のときから百姓はしたことはない、お父さん、お母さんの時代から。自分が草刈りをしていただけ、このたび周りも含め譲ってくれないかというお話があったので、なかなか仕事の合間に草刈りをやるのも大変なのというお話で、手放すことに決められたそうです。

一番下の10番の下段の——なんですけど、——で、この方も高齢で作れていないと、これが最後の農地ですと、ほかは全て手放されましたということです。

この方については、平成21年に水害があって以降は一切作られていないということでした。

いずれの案件も、この——が取得され、開発行為をかけられるものでございます。

立地適正化計画の見直しが市で計画されていると思うんですが、さっき都市計画課とも話したんですけど、いろんな不動産屋さんが、この辺は開発行為ができなくなる可能性があるということで、この辺をどんどん回られて、今、営業を毎日何軒も来ると、この辺の農家さんからは結構お話を伺って

おります。

まだ確定したわけじゃないんですけど、あなたのうちはもうちょっとしたら売れなくなりますよというようなことまで言われて、半分そういうことを言われている不動産屋さんの中にはいるそうです。というお話を今日、都市計でも伺いました。

田んぼがどんどんなくなるのは寂しいですけど、この所有者さんたちのお気持ちもわからないでもないですし、できれば端のほうから詰めてやっていただきたいなど、ある程度の面積がある農地については、何とか農地として守っていただきたいなどという思いも地元委員としてはあるわけですが、それぞれに事情も抱えておられますので、いたし方ないのかなと個人的には思っているところでございます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

今、石田委員から説明がありましたけれども、その点から言ったら、8番の農地なんかは残していただいたかったという思いが強いんですけど、ここにできたために、この横の小さなあれも恐らく使道がなくなるわけです。いたし方ない事情があるんでしょうね。何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。8、9、10番、御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8、9、10番、可決承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田でございます。

議案書4ページの11番及び参考資料の75ページをご覧ください。

太陽光発電目的の5条申請です。所有者さんのほうから報告させていただきます。

まず、上段の———なんですけど、現在———で、30年ぐらいこの農地は作っておられず、作ってくれる方がいないかなということで、近所の方とも相談されたことがあるそうなんですけど、なかなかここを管理して作ってくれる人がおられないと、下段の———も20年ぐらい作っていないと、周りで誰も引き受けてくれる人がいないので、今———なんですけど、御自身で草刈りをされておられるそうなんですけど、体力的に限界を感じているというところに太陽光発電のお話があり、このたび売却を意思決定されたそうです。

この地区なんですけど、この周り、参考資料の75ページをご覧くださいとわかるんですけど、かなり周りでも太陽光発電での転用が既になされております。

過去から私も委員会で何度か言わせていただきましたけど、太陽光発電に転用することによって、

後々いろいろ問題が起きてきた地域でもございます。

そこで、今回は太陽光の会社自体は———なんですけど、設置後の管理は地元にある———というところの———という方が管理等、あと地元との意見調整をされているということで、この———と私でいろいろお話をさせていただいております。

地元での後々のトラブルがないようにということで、3月18日に地元水利組合、まずお話し合いを済まされております。

ここで決まったことは、こうやってどんどん転用されていくと、この地域はため池を使って管理している、農地を、水を引いているわけなんですけど、ため池の維持費を出してくれる人がいなくなると、いずれは、それで手が離れると。なので、今回転用をした後も、ちゃんとその維持には参加してください、管理費も払っていただくということで水利組合とお話がついたようです。

今度、この総会後の23日に今度は地元自治会、———になるんですけど、こちらのお話し合いがあるようでございます。私も冒頭だけしか出られないんですけど、顔を出してくれと頼まれているんですけど、ここで今後の管理をどうしていくとか、いろいろ地元とお話し合い、周辺農家さんとお話し合いもなされるということでした。

これだけちゃんと地元の声も聞いて、協調性を持ってやっていただけるのであれば、農業委員としても問題はないかなと思うわけでございますが、地元の———の自治会長さんともお話しさせていただいて、地元への説明が直後に控えているということで、今回は地元自治会での説明が滞りなく終わった段階で、農業委員会としての許可を出させていただくということで採決していただければ、条件付きで、いいんじゃないかなと思うわけでございますが、皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。どうぞ。

○16番 石田さんが今おっしゃたんですが、この———という会社です。

これは水利費の関係を言っておられましたけど、払うと言われたんですか。

○11番 みたい。これで全部ため池の維持ができなくなるという声が地元から出て……

○16番 大変参考になりますね。農業をやられると、こういうふうには手を引かれると水利費の関係です。これは、作らないからもう出さないというようなお宅はたくさんあると思うんです。事業によっては、例えばコンビニさんなんかが入ってきて、そこのごみなんかを全部農業用排水路へ上からぼんこぼん投げられてるというのがいっぱいあるんです。

私も一度介入したことがあるんですが、———のコンビニなんですけど、運転手さんがちょうどいい待機所が、———へあるんです。大型の運転手さんも皆そこへ停めて休んでおられます。一杯飲むのもおるでしょう。その上、高い所なんです。そこからぼんこぼんこ皆投げるんです、

ごみを。その下に農業用排水路があるわけです。

私もそこに介入しておりますので、それを掃除するのが大変です。言いに行けといっても、誰も言いに行かないんです、文句ばかり言うだけで。

だから、フランチャイズ経営でコンビニさんをやっておられるんですが、そのコンビニさんは経営状態は非常にいいと思うんですが、迷惑料出さないと言ったんです。私は責任がないと言われますけど、あんたは経営責任があるよというふうなことを言ったことがあるんです。

幾分かお金を出してもらいました。その単年度だけです。今後は一切ごみを出さないように、店員さんもよく見てくれと、もし出したら全部拾ってくれと申し上げたんです。だから、今は大体落ち着いていますけど、ああいうふうにぼんぼん捨てられると、本当困ります。弁当の食べかす、一番たちが悪いのは瓶です。瓶が割れるんです。水の中に入って掃除しないとイケないです。

だから、ああいう事例があるので、例えばそういう企業の方も、農業排水路にごみを出すとかの問題はまた別かもしれませんが、ある分負担してもらおうというのも一つの例だろうと思います、農業振興の面から。

コンビニ周辺はきれいに掃除しているんですが、ちょっとそこから離れた駐車場が、駐車場というより、国道に入る道路、そこへは市がきちんとマナーを守りましょうという看板を立てているんです。自治会で申し入れて看板を立ててもらったんですが、そんなものは言うこと聞くわけないです。ごみを捨てないでくださいときれいごとを言っても、どうしようもないです。

○藤井会長 あれは今でも市道ですか。国道から市道になっている……

○16番 今は市道なんです。国道から市道になっている。

だから、あの関係は自治会が2つ介入しているんですけど、両方困っています、自治会も農業関係者も。

○11番 —————とかは上の言うことには弱いから、本部に電話したらどうですか。

○16番 いや、そういう前例がないと言われた。そんなことはない。

○11番 本部も。

○16番 うん。

○11番 前例がなければ、これは初めての前例……

○16番 私も代表で行ったんですけど、お前行ってくれというから、誰も言わないんです。

○11番 東京まで。

○16番 いや、言うのは言うんだけど、そんなのは出してないと言うんです。だから、——にもう一つコンビニが新しくできたんですけど、その水利関係者は面白いことを言ったんです。

ごみは、そこは出さないんですけど、合併浄化槽から水を流しますよね、排水を。そしたら、水利費を出せというふうに百姓関係者が脅しをかけたんです。そんなものは前例がないと—————が言

ったわけです。農業排水路に水利費を出すのは絶対ない。そしたら、浄化槽の出口に栓をしてやると言って、初めてそこは毎年出してくれています。

○11番 困ったものですね。

○16番 そのぐらいの、農業環境を、それは企業にはどえらい痛い目に遭います、百姓も。

○8番 今の件は、防府土地改良区管内は全部、合併浄化槽の場合は、農家の場合は1万円、非農家の場合は2万円を取っています、全体で。——はちょっと。

○16番 ——はやりっぱなしです。

○8番 らしいですね。

○16番 ほかの皆さんのところは僕はよくわかりませんが。

○8番 防府土地改良区管内は取っています。

○16番 個人のお宅についてはそこまで言うことはないです。企業とになるとやっぱりある程度負担してもらわないといけないというふうな……

これは前例になるかどうかわかりませんが。今もそういうことが続いています。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

では、私のほうから。今、石田委員さんが最後に説明されたのは、自治会の了承を取るという条件付きで承認するというようなことを言われたんですけども、これはどういうことですか。

○11番 自治会の説明を、この前の水利組合の説明では、水利費を払うということで、それなら皆もいいたろうという話になったらしいんです。今度、23日に自治会の説明があるんですけど、自治会としては、周りの草はちゃんと管理してくださいよとか、水路掃除に参加してくださいよとか、多分そんなことが出てくるんだらうと思うんですけど、その辺も含めて、それだったら地元としても問題ないんじゃないかという話にまとまった時点で、今回、ここで今議決していただくじゃないですか、それがまとまった時点で、それを農業委員会も……

○藤井会長 いやいや、自治会がまとまらなくても、農業委員会が現状じゃ拒否することはできないでしょう。

○11番 できないですけど、その説明会も控えているので。法律上はできないです。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 どうぞ。

○8番 8番の古谷ですが、ここにちょっと問題があったという石田委員さんの説明があったんですが、具体的にはどんな内容ですか。

○11番 この図面にある、今回、75ページの、今、この色がついている直下に———という家があるんですけど、そのちょっと南側、右下に———というお宅があります。この方から、今まで地

元農地に、管理している農地へ入るために通れていた農道が、フェンスを設置したために通れなくなったという声があります。

○8番 フェンスですね。

○11番 はい。大分怒られました。その件は解決したという話なんですけど……

○8番 解決はしたんですね。それを生かすのかなと思って、ちょっとお聞きしたんです。

○11番 その他の方からも聞いたことはあります。その話がだんだん広がっていたんだらうと思うんです。

○藤井会長 先ほどの話に戻りますけど、自治会の結果待ちで、ここがゴーを出すとか出さないとかいうことはできないと思うんです。

○11番 ゴーを出す、そういえばそうだけど、一応業者さんにも……

○藤井会長 自治会と決裂しても業者の立場から言えば建てられないことはないですからね。

○11番 いや（「法的には建てられます」と呼ぶ者あり）法的には建てられます。はい。

○藤井会長 だから、それをここで、そういう条件を付けて、そのことは不承認ということではできないです。

○11番 それをこの前、事務局のほうから、附帯決議みたいな感じでできないかというので。

○事務局 附帯決議というか、今日は議決をしていただくということで、石田委員が自治会に説明されると聞いたので、委員としては、それをもってよしとするということであればいいんじゃないかなと思うんですけど、その自治会の説明が紛糾したからこれはだめですよというのは言えないんじゃないかなとは思いますが。

大騒ぎになったら話はまた別ですけど、それは条件としては付けることはできないと思いますので、それは石田委員の感触として説明をするという、そういう姿勢であるので、委員としては良としましょうというふうな形であれば、と受け取ってはいるんですけども。

○11番 業者にもその旨今日伝えて、そういう条件付きでいかせてもらおうと思いますと言ったら、それでぜひお願いしますという……

○藤井会長 業者がそれで納得しているのなら、今回の件はそれでいいのかもしれませんが、何か自治会の承認を取ることになると、これは自治会の総会か何かにかけないといけない話でしょ。こんなことが出るたびにこの地区では総会を開く予定があるんですか。

○11番 いや、全体じゃなくて。

○藤井会長 全体じゃなかったら、そんなものは自治会の総意じゃないでしょ。一部のうるさい人のためにだめになってしまう可能性があるから（「あるある、それもある」と呼ぶ者あり）、よっぽど気をつけないと。自治会で全体でこういう問題が出ているのなら、それは自治会のほうでまず総会か何かを開いて、当然この地権者がそれに絡んでくる話ですから、自治会の総意がないと。届け出をも

とに転用申請してくださいと、自治会の中で決めてもらうか何かしてもらわないとね。

○11番 最初にですね。

○藤井会長 うん。でも総意じゃないと。

○8番 事務局、法的には問題ないでしょうか。

○事務局 法的というのは、何が問題になるかという。

○8番 今、自治会の承諾なしにやった場合はだめだよというようなものはないのか。

○事務局 それはありません。

○8番 僕はないという理解をしているんです。

○事務局 ないです。

○藤井会長 だから、こういう問題があるから何とか解決の道は探らないといけないのですが、今の考えはある意味じゃちょっと乱暴かなという思いがするので。

○11番 そうですね。今回たまたま業者さんが地元との今後の関係を気にしておられる、そういう話も耳にされたんでしょうね。だから、そういう話もしやすかったんですけど、通常はやった者勝ちみたいな感じ、法律が追いついていないとか、ガイドラインも実際作られていないという段階においては、それ以上のことはこっちも言えないので。

○藤井会長 いずれはしっかり整理しないといけない問題がいろいろあるんでしょうけども、今回の場合には、あくまでも業者さんの行為でそういう附帯的な意見を聞いていただけるということで、これは今後、変な前例にならないように注意してもらわなくちゃいけないと思うので。

○11番 無理やりはできないですね。

○藤井会長 1回やって、この地区全体が、前はああったから今後全部こうしろという強制的なものになったら困るので……

○11番 それは、できないことは、やっぱり自治会長さんらにも伝えないといけない。ただ、会長もこの前言ってくださったように、早く市独自のガイドライン、これを一日も早く作っていただかないと、永遠にこの問題は残ってしまうので、事務局からもしっかりと執行部に働きかけていただいて、早くガイドラインを作るとというのが一番大切じゃないかと思っています。

○藤井会長 なので、今回、この議案は、そういうことを抜きにして、承認するかどうかということにとどめさせていただきたいと思います。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 ほかに何か御意見はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃ、石田委員さんも今回はそういう形でよろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求

めます。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決承認いたします。

続きまして、議案第14号、15号、担当の委員さんがおられますけれども、今回は加わって、そのまま審議していただくことといたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

議案書5ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第14号につきましては、平成30年4月1日公告予定の利用権設定の申請が17件提出されております。農地の集積面積は4万3,764.5m²でございます。内容としまして、17件中使用貸借の設定が9件、賃貸借権の設定が8件、新規7件、更新6件、再設定4件となっております。

それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書8ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第15号につきましては、県で公告予定の利用権設定が9件になります。内容としまして、議案第14号の番号9から17までについて公社から貸付を行うものです。御審議のほどよろしく願います。

○藤井会長 それでは、何か地元委員さんの中で説明を加えたい方がおられるか、何かその他で質問のある方があれば、お願いいたします。ないですか。

議案第14号の4番、これは新規就農の方ですけど、地元委員さん、何か説明があれば。ないですか。14号の4番、――。

○13番 13番、鹿角です。――は、――の娘婿に当たります。これは新規就農者に当たるので、今どんどん準備されております。主に野菜を作るということを言われておまして、ハウスを作っております。今からスタートラインみたいな感じです。関係はそういう関係で、これから順次増やしていくそうです。

○藤井会長 ―――、これは今―――ということで、ぎりぎり青年就農給付金の対象から外れている新規就農者なので、これから資金的にも大分苦勞する方なので、ぜひ皆さん周りの方がフォローをお願いしたいと思います。よろしく願います。

○11番 関連で、11番、石田です。この——、今、ハウスを建てられたり、農地を準備されているんですけど、現地が、地盤面がかなり低くて、周りから結構水が押してくるんです、水田をつくる時期になると。それで、盛り土をかなりしないといけないと、肥土で。そういう状況にあります。

今回、——を転用するときにもらえればいいなと思っていたんですけど、そこはちょっと無理だったので、私が、先ほどあった——のあそこから土を、あそこは土を剥ぐというから、——の所にどうぞと言っているんですけど、泥がもっと要るような気がするから、農業委員さんが、もし開発行為の話の聞き取りとかをされるときに、泥をあげるよという話があれば、教えてやっていただければ助かります。お願いいたします。

○藤井会長 ぜひ、そういう情報があればお願いします。

ほかに何かないですか、全体で。よろしいですか。

○11番 もう1点いいですか。——でもらえないという件で、例えば、農の雇用事業とか、経営継承事業、農業会議が関わっているような事業は、——を超えていても、あれも——までなんです、基本的には。原則——と書いてあるんです、要項には。

それを超えても、地域としてどうしても、ほかに人がいないのだと、この人じゃないとだめなんだというようなときには、意見書を、この前、僕は山口で1件、そういう関係があって、僕が意見書を書いたんですけど、知り合いで。それで何とか農水のほうで検討を、委員会で検討をしてもらえるとということだったんです。

この新規就農についても、防府のような若者が極端に少ない地域です。全国的にそうなのかもしれないですけど、地域の事情で、その人じゃないとどうしようもないようなときには、そういうのもできるように、農業会議を通じて意見を上げてもいいんじゃないかなと思うわけなんですけど、同じような扱いをしてくれないかということで、ぜひ御検討をいただければと思います。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第14号、15号、御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第14号、15号、可決承認いたします。

続きまして、議案第16号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第16号ですが、お配りした書類の中に、防府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのが入っていると思います。これは1月の月例総会のときに、御意見等がございましたら、お願いをしておりました指針についてなんですけれども、結果2件ほど御提

出をいただきました。

内容につきましては、2件とも現状の問題等が書いてあったものですがけれども、それらはどこの地域においても当てはまる問題も含んでおりまして、取り組んでいかなければならないものとなっております。

指針の中身につきましては、修正等を行うような内容ではございませんでしたので、前回御提示したものと同じものを提示しております。これを防府市農業委員会の指針として公表等をしていくということになるかと思えます。

委員の皆様の御承認等をよろしく願いいたします。

○藤井会長 これは、だから前回の皆さんにお示ししたのと変化はないということですので、改めて変わったところを確認していただく必要もないんですけども、一応目を通していただいて、御意見があればお願いいたします。

○11番 質問いいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○11番 11番、石田です。4ページ目の新規参入者数の（法人）というところがあるんですけど、現状1法人となっているんですけど、その経緯というか、結構今でも法人でやっているところは多いような気がするんですけど、よそからも入って、———に———も、———も、僕が関与しただけでもそれぐらいはあるので、これの定義はどうなっていますか。

○藤井会長 これは何で調べたらいい。

○11番 時間がかかりそうだったら後でもいいです。

○藤井会長 これは何で調べれば済む。農業委員会で何がわかる。

今、石田委員がおっしゃったように、そういった形の法人は半分参入してきていますので、その辺について確認してから。

○事務局 この表現の仕方もいろいろあるかと思うんですけども、例えば新規参入者の個人の数5人というのも、この年に参入したという意味合いになります。一応法人ということになっています。

右側の現状28年度末というのが、それまでのトータル的に見えるんですけども、意味合いとしては、この年というふうに御理解願えればと思います。

○藤井会長 じゃ、このままで、この数字でいくということ。

○事務局 これは誤解を招きます。

○11番 最初具体的に書いたほうがいいと思います。下は違うんです。下は、2段目からは累計になっております。（「累計で、そうです」と呼ぶ者あり）だから、表の上下で……

○藤井会長 誤解のないように表記を変えて……

○事務局 注釈のところを加えさせてもらって、誤解がないようにしたいと思います。

○11番 そうですね。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第16号、御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第16号、可決承認いたします。

続きまして、報告事項が13号から22号までございます。目を通していただいて、何かありましたらお願いします。

どうぞ。

○4番 関連で御説明いたします。13ページの14、――の所へ、譲受人が――というのが、これは一体何なのかは後で説明させていただきます。

現在――地区を活性化していこうということで、市全体の取り組みではあるんですけども、――を活性化するための一つの核として、――を、藍染めの話は皆さん御存じだろうと思いますけども、藍を栽培して、藍の郷づくりという大きな一つのテーマにして地域を活性化していこうという動きがあります。

そもそもの始まりというのが、――に今、――の――という芸術の大家の方がいらっしゃいます。日展の審査員とか、そういったことも務められている方で、イギリスとかアメリカとか、そういった所で個展も開いています。実は世界的に有名な方です。むしろ地元の者が知らなかったというぐらいの方です。

先日、5年前に国体が山口でありましたときに、――が――に民泊して、その年は――が国体で優勝いたしました。そのときに、――が、選手たちに全部、自分の作品、ハンカチみたいなものを、藍染めされたものをプレゼントされたというのが一つのきっかけになりまして、その場の――の公民館あたりで藍染めの講習会を開いたりというのが一つのきっかけになりまして、これがだんだん広まって行って、じゃあ――を藍の郷づくりということで活性化していこうじゃないかという一つの運動が起こりました。

それで、その流れの中で、ちょうど石破地方創生大臣になって、地域を活性化するためにという、地方創生のためのお金が国からおりてくるようになりました。そのお金を利用して、活性化する動きの中で地域おこし協力隊というのが今現在3人ほど――に入っております。

それだけではまだまだ不十分だろうということで、もう一人、コンサルタント、地域を活性化するための作戦を作るコンサルタント、その方が実は1人入っていらっしゃいます。

その方が、活性化するための一つ的手段として、——に民家を借りて、そこに藍工房を作って、さらにその家で、民泊ですか、今、全国的に流行っております外国人がたくさん、非常に観光客が来ますから、そういった方々を泊めるなり、日本のいろんな方を民泊で預かって、食事をして、藍染めの体験をして帰っていただくというふうな動きを今されております。

その動きを、一番最初の対象になったのが、この—————の土地で、家もあり、建物もあるということで、その家を今から改修して、藍の工房を作りまして、その周辺に、ここにあるように3反とありますので、2反程度の土地もありますから、その畑を利用して藍の郷づくりの一つの動きを起こしていこうじゃないかということで、この—————が、この—————という方の土地と屋敷を買われたというような今回の届出です。

以上でございますが、紹介も兼ねて説明をさせていただきました。

○藤井会長 ほかに何か御質問はないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で、議案審議は終えたいと思います。

午後3時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 3月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員